

水銀に関する水俣条約事務局経費分担金

令和4年度概算要求額 0.1億円（0.1億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 水銀に関する水俣条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護するため、水銀の供給・使用から排出・廃棄に至る全てのライフサイクル全般にわたって国際的に規制を進めるものです。平成29年8月16日に発効しました。
- 我が国も条約の締約国として応分の負担をし、水銀規制の国際調和に貢献するとともに、条約上の義務を的確に履行します。
- 分担金は、条約事務局の運営経費として使われるほか、水銀及び水銀化合物の適正管理のための普及・啓蒙活動や、途上国への支援活動のために活用されます。

成果目標

- 締約国会議の決定に従って、平成30年度から条約事務局に分担金を支出し、水銀規制の国際調和に貢献するとともに、条約上の義務を的確に履行します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

分担金

水銀に関する水俣条約
事務局

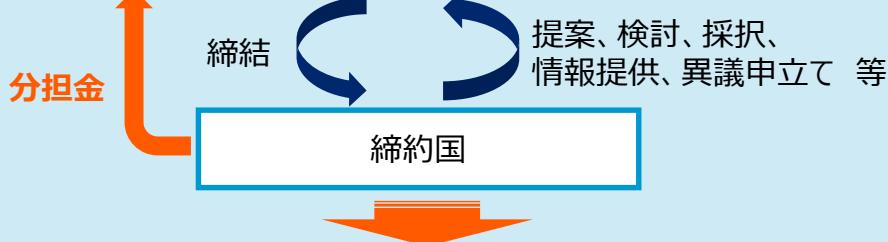
事業イメージ

水銀に関する水俣条約（概要）

- ①水銀の一次採掘の禁止
- ②水銀貿易の規制
- ③特定の水銀添加製品の製造・輸出入の禁止
- ④特定の製造工程における水銀使用の禁止・制限
- ⑤小規模の金採掘における水銀の使用削減
- ⑥大気への排出や水・土壤への放出を規制
- ⑦暫定的保管及び水銀廃棄物管理を環境上適正に実施

条約事務局

- ・締約国会議開催（当面年1回）
- ・締約国からの情報収集、とりまとめ
- ・締約国間の調整
- ・普及啓発活動



人の健康・環境の保護、安全・安心の確保

水銀含有製品の例

